

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ
一

号外(望) 平成二十九年 四月 一日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十四号

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第八条の二及び第十四条中「現代陶芸美術館」の下に「図書館、博物館」を加える。
別表第二欄事務所の表二十一の項所長決裁事項の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表二十七の五の項の次に次のように加える。

<p>二十七の六 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成一七年法律第五一号)の施行事務</p>	<p>1 法第十八条第一項の規定による技術基準適合命令 2 法第二十八条第二項の規定による指導及び助言 3 法第二十九条第二項の規定による報告徴収</p>	<p>1 所長決裁事項を除く法の施行に関する事務</p>
--	---	------------------------------

別表第二課事務所の表六十の項を次のように改める。

<p>六十 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二八年法律第四七号）附則第五條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる第十二條の規定による改正前の工場立地法（昭和三四年法律第二四号）以下この項において「旧法」という。）の施行事務</p>	<p>1 旧法第九條第一項の勸告 2 旧法第十條第一項の規定による変更命令 3 旧法第十一條第二項の規定による期間の短縮</p>
---	--

別表第二課事務所及び自動車税事務所の表三の項中「施行事務」の下に「（自動車税事務所を除く。）」を加え、別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十九の項中「昭和二五年法律第一二三号」の下に「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二五年政令第一五五号）」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「法」の下に「及び施行令」を加え、別表第二精神保健福祉センターの表一の項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「法」の下に「及び施行令」を加え、別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄中第二十九号を第三十四号とし、第十八号から第二十八号までを五号ずつ繰り下げ、第十七号を第十

八号とし、同号の次に次の四号を加える。

- 19 法第三十三條第六項の規定による一時保護の延長
 - 20 法第三十三條第七項の規定による一時保護又は一時保護の委託
 - 21 法第三十三條第八項の規定による一時保護
 - 22 法第三十三條第九項の規定による保護延長者の一時保護又は一時保護の委託
- 別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。
- 15 法第三十一條第四項の規定による延長者への措置
- 別表第二農林事務所の表二の項所長決裁事項の欄中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
- 3 法第七十三條第四項において準用する法第六十四條の二第一項の規定による休眠農事組合法人が事業を廃止していない旨の届出をすべき旨の官報への掲載
- 別表第二農林事務所の表二の項課長専決事項の欄中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。
- 7 法第七十三條第四項において準用する法第六十四條の二第一項の規定による休眠農事組合法人からの事業を廃止していない旨の届出の受付
 - 8 法第七十三條第四項において準用する法第六十四條の二第二項の規定による公告をした旨の通知
- 別表第二農林事務所の表十一の項所長決裁事項の欄第一号中「第十條」を「第十條第一項又は第三項」に改め、同欄第二号中「第十九條」を「第十九條第一項又は第三項」に改め、同欄第三号中「第二十四條」を「第二十四條第一項又は第三項」に改め、同欄第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
- 5 法第二十六條の三第一項又は第三項の森林経営規程の設定等の承認
- 別表第二土木事務所の表五の項を次のように改める。

五 削除

別表第二土木事務所の表十八の項所長決裁事項の欄第二号中「変更認可」を「変更の認可」に改め、同欄第三号中「第二十二條の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第二十三條第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第二十三條第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第二十六條の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第三十一條の」を「第三十一條第一項の規定による」

に改め、同欄第八号中「第三十五条第二項第四号及び第五号の」を「第三十五条第一号及び第二号に規定する」に改め、同欄中第十一号を第十二号とし、同欄第十号中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改め、同号を同欄第十一号とし、同欄第九号中「第三十七条」を「第三十七条第二項」に改め、同号を同欄第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

9 法第三十六条第四項の規定による関係市町村長への通報

別表第二土木事務所の表十八の項課長専決事項の欄第一号中「第二十条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第三十四条第二項又は第三項の」を「第三十四条第二項又は第四項の規定による」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第三号中「第三十二条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第四号とし、同欄第二号中「第二十四条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。

2 法第二十條第三項の規定による氏名等の変更の届出の受理

別表第二土木事務所の表二十三の項所長決裁事項の欄第二号を削り、別表第二建築事務所を表一の項所長決裁事項の欄第二号中「第三百三十一条の二第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄中第十二号を第十三号とし、同欄第十一号中「第四条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十二号とし、同欄第十号中「第二十八条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十一号とし、同欄第九号中「第二項ただし書の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十号とし、同欄第八号中「第二十一条ただし書の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第九号とし、同欄第七号中「第五条第一項ただし書の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第八号とし、同欄第六号中「第十条の」を「第十条第三項の規定による」に改め、同号を同欄第七号とし、同欄第五号中「第四百四十四条の四第一項第四号ただし書の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第六号とし、同欄第四号中「第四百四十四条の四第一項第二号ただし書の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第五号とし、同欄第三号中「第四百四十四条の四第一項第一号水の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。

3 施行令第三百三十七條の十六第六二號の規定による移転の認定

別表第二建築事務所の表一の項課長専決事項の欄第一号中「第九条第十三項の」の下に「規定による」を加え、同表三の項所長決裁事項の欄中第十三号を第十四号とし、第十二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第一号中「第六号」を「第七号」に

「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を同欄第二号とし、同欄に第一号として、次の一号を加える。

1 法第三十四条第十四号の開発審査会への付議
別表第二建築事務所の表三の項所長決裁事項の欄に次の一号を加える。

15 施行令第三十六条第一項第三号水の開発審査会への付議
別表第二建築事務所の表十六の項を次のように改める。

十六 削除

別表第二建築事務所の表十八の項中「法律第八四号」の下に「及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二四年省令第八六号）」を加え、同項所長決裁事項の欄に次の一号を加える。

8 規則第四十六条の二の規定による証明書の交付

別表第二建築事務所の表十九の項中「法律第五三三号」の下に「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二八年法律第五号）」を加え、同項所長決裁事項の欄第一号中「法」の下に「及び施行規則」を加え、別表第二現代陶芸美術館の表の次に次のように加える。

図書館

事務の種類 一 岐阜県図書館条例（平成二三年条例第四〇号）の施行事務	1 条例第四条の規定による使用料の前納の特例の承認、返還及び免除	課長専決事項
---------------------------------------	----------------------------------	--------

博物館

事務の種類 一 都市公園法（昭和三十一年法律第七九号）及び岐阜県都市公園条例	1 法第五条第一項の規定による岐阜県百年公園（博物館に係る区域に限る。第三号から第八号までにおいて同じ。）にお	課長専決事項
---	---	--------

<p>事務の種類 一 岐阜県高山陣屋入場料徴</p>	<p>所長決裁事項 1 条例第二条の規定による入場料の前納の特例の</p>	<p>課長専決事項</p>	<p>高山陣屋管理事務所</p>	<p>二 岐阜県博物館条例（昭和五一年条例第八号）の施行事務</p>	<p>1 条例第六条（条例第七条において準用する場合を含む。）の規定による入館料の前納の特例の承認、返還及び免除</p> <p>2 条例第十条第三項ただし書の規定による岐阜県百年公園の使用料の返還</p> <p>3 条例第十条第四項の規定による岐阜県百年公園の使用料の免除</p> <p>4 条例第十一条の規定による岐阜県百年公園の監督処分</p>		<p>（昭和三十七年岐阜県条例第四一号）の施行事務</p>	<p>ける公園施設（法第二条第二項第七号に掲げるものに限る。）の設置等の許可又は変更の許可</p> <p>2 法第二十七条第一項の規定による前号の許可に係る監督処分</p> <p>3 条例第四条第一項及び第三項の規定による岐阜県百年公園における行為の制限の許可又は変更の許可</p> <p>4 条例第六条の規定による岐阜県百年公園の利用の禁止又は制限</p> <p>5 条例第九条第二項の規定による岐阜県百年公園の利用の許可</p> <p>6 条例第十条第三項ただし書の規定による岐阜県百年公園の使用料の返還</p> <p>7 条例第十条第四項の規定による岐阜県百年公園の使用料の免除</p> <p>8 条例第十一条の規定による岐阜県百年公園の監督処分</p>	
<p>別表第二流域浄水事務所の表十二の項所長決裁事項の欄第一号中「第二十一条の第二項」を「第二十六条第一項」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p>					<p>収条例（昭和五五年条例第一二二号）の施行事務</p>	<p>承認、返還及び免除</p>			

平成二十九年四月一日発行

発行者
岐阜県

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社